後藤 靖教授退任記念講義

近代天皇制研究の現段階と問題点

後 藤 靖

はじめに

私が本学に赴任して参りましたのは1956年11月のことです。当時,法学部教授であった北山茂先生の御推薦によるものです。ですから,定年退職を迎えるこの三月までには約三十五年間もお世話になったわけです。私は本学に赴任するとき,心身ともに立命人になろうと決心しました。そうでなければ,本当の研究も教育もできないと考えたからです。この間には幾つかの国公立大学からお誘いを受けましたけれども,すべてをお断りしました。お断りしたのは,私のゼミで学んだことを誇りに思ってくれた卒業生が数多く存在していたことと,何よりも立命館大学の温かい人間的な雰囲気と学問的緊張感が私にとっては魅力的だったからです。私は,自分の人生の半分以上を本学で過ごさせていただいたことを誇りに思い、また心から感謝しています。

さて、私は講義では「一般経済史」という科目を担当してきましたが、本来 の専門は日本近代史とくに近代天皇制の政治史的分析です。

近代天皇制というのは、1868年の明治維新によって出発し、1945年の敗戦によって崩壊した天皇制国家のことです。私がなぜこの天皇制国家に関心を持ったかというと、それは私自身の生活体験からです。1926年に生まれた私は、小学校以来、天皇は天照大神の血筋をうけついだ「現人神」であり、この天皇をいただく日本国民は世界で最も幸せであるから、日本人たるものは天皇に忠節

をつくすことを心掛けなければならないと教えられてきました。そればかりでなく,天皇は朝鮮人や台湾人や中国人にたいしても慈愛を垂れ給うお方であり,大東亜共栄圏や五族協和もその精神の表れであると教えられました。私は,心底からこのことを信じて成長してきたのです。このことは,決して私だけではなく,同じ世代の人々に共通する精神状況であったといえます。それは,『きけ,わだつみの声』(岩波新書,正・続)に収録されている学徒兵の手記を読んでいただければ明らかです。その人たちは,生への執着と天皇への帰属というはざまに苦しみながらも,天皇のために命を捧げることが究極的には自分を生かす道であると自らにいい聞かせながら死んでいったのです。私自身も,1945年に一兵卒として熊本師団に入営しました。

その時、母親が私の耳もとにソッと「必ず帰ってきてよ」とささやきました。この言葉を私は今も忘れることはできません。ヤットここまで大きくしたのに、ムザムザ殺されてたまるかという気持ちであったと思います。それは、多くの親たちの気持ちでもあったと思います。この気持ちがあったからこそ、私は戦後の民主主義が急速に広く深く根づいたと考えています。いいかえると、戦後民主主義は決してアメリカによって与えられたものではなく、日本人自身のなかに内在していたものと私は考えます。

天皇制国家によって支配され苦しめられたのは、私たち日本人以上に朝鮮人・台湾人・中国大陸の人民、そして東南アジアの人々です。とくに朝鮮人や台湾人は、天皇制国家によって祖国と土地を奪われたばかりでなく、人間としての一切の権利を奪われ、はては日本に強制連行されて鉱山や土工などの最底辺の労働力として使役されたからです。その数は、朝鮮人だけを取ってみても約120万人以上、また朝鮮で食べられなくなって日本に渡航してきた人々が100万人、それに満州に移住した人が100万人以上ともいわれています。朝鮮国内にとどまった人たちも、その多くは日本人大地主や日本企業の労働者として苛酷な労働を強いられていたのです。しかも、1937年に朝鮮では「皇国臣民の誓詞」——「テンノウヘイカハ、ワガクニデ、イチバンタットイオカタデゴザイマス。テンノウヘイカハ、ワガクニヲオサメテクダサイマス」というのを、毎

日学校で斉唱することを強制されました。また、古い伝統をもつ姓名は「創氏 改名」という制度によって日本名に強制的に変更させられました。台湾でも同 じ政策がとられています。こうして、植民地人民は、その民族的伝統を根こそ ぎにされたのです。

天皇制国家とは、日本人民ばかりでなく、植民地人民の人間としての自由と権利、それに生活の基盤を徹底的に剝奪し、専制的支配をほしいままにしてきた国家に外なりませんでした。私が、この天皇制国家の在り方と内容を知ったのは、戦後に大学に入ってからです。そのときから、私は自分の少年時代を振り返って、天皇制とは何であったのかを研究してみようと考えたわけです。

一 研究への旅たち

『日本資本主義分析』を読む 私の天皇制研究は、大学一回生の後半からはじまっています。それは勿論のこと研究という名に値するものではありません。何から読み始めたらいいのかすらわかりませんでしたから、厚かましく私の生涯の恩師である堀江先生にお尋ねしたところ、山田盛太郎著『日本資本主義分析』を貸していただきました。この本はまで復刻されてはいませんで、当時古本屋では五百円の値段がついていました。一日の食費が約五円でした。食べるためにアルバイトに明け暮れていた私にとっては、まさに高嶺の花でした。貸して頂いたこの本を友人たちとガリ刷りにして、読み始めました。しかし、素養のない私には、そこに書かれていることがサッバリ理解できませんでした。

例えば、「序言」の「先進資本主義諸国の外圧の下に余儀なくされた維新変革 (明治元年、一八六八年)を起点とする所の、徭役労働=労働地代の礎石と半隷農的現物年貢の原則と債務農奴態の一般的傾向との特徴の半農奴制的零細農耕をもつ特殊的、顚倒的、日本資本主義の、世界史的低位に基く特質は、その産業資本確立過程の規定のうちに構造的(諸範疇、諸編成)に凝集されている。云々」という箇所など、その一つ一つの概念が全くわかりませんでした。しか

し、これが日本資本主義分析の古典だといわれて、一年半くらいかけて読みおわりました。というより、その字面をなぞったといった方が正しいでしょう。 友人たちもほとんどそうでした。

この本にはマルクス・エンゲルス・レーニンなどの名前は直接には出てきませんが、それらの著書が根底にあることが分かり、また世界史との比較や日本の展開過程が世界史的規定をうけたものだということでしたから、手分けして彼らの著作にも出来るだけ目を通すという努力もしました。

また、山田先生や「講座」派の考え方は、日本共産党の1932年のいわゆる三 ニテーゼとも関連があるということから、このテーゼも繰り返し読みました。 それらの内容もよく理解できませんでした。天皇制教育で育てられた私たちの 世代には、それらを十分に理解できるだけの素養がなかったのです。

自由民権運動の研究 卒業してから、先生に与えて貰ったテーマは自由民権運動です。その頃は日本の民主主義運動が高揚期でありましたから、その歴史的伝統をさぐって見ようという気持ちが働きました。自由民権運動というのは、1880年代に起ったわが国最初の民主主義革命運動です。人は天から与えられた自由と権利を持っているというヨーロッパの近代市民革命の理論に基礎づけられながら、国会の開設・地方自治権の確立・民生の安定・不平等条約の改正=民族自決権の獲得をスローガンにかかげて、日本全国から三十万人以上の署名を集めた国民的運動として展開されたのが自由民権運動です。それは、まさに形成途上の天皇制国家に真正面から対抗し、国民主権の実現のために戦ったのです。

自由民権運動研究の先駆的業績は、平野義太郎著『日本資本主義社会の機構』です。この本も『分析』と同じくらいに難解なものでした。絶対主義国家についての基礎理論を展開した上で天皇制国家の絶対主義としての特質や、その基礎規定としての日本資本主義の構造的特質を解明しながら、自由民権運動のブルジョア民主主義運動の特質と性格規定を行うというものです。しかも、山田先生と同じく、平野先生の場合も世界史的規定性を重視されています。恐ろしく理論的で、しかも法律の問題や社会思想・政治思想の具体的な分析が詳

細を極めている著述です。理解するのに閉口しました。しかし,この本を乗り 越えなければ私の研究は意味がないと考え,まさに必死に読みました。平野先 生は、今日にいたるまで私の研究上の論敵です。

自由民権運動の展開過程ということでは、私が1958年に出版した『自由民権運動』という著書の方がすぐれているといえると思います。この本は、多くの研究者によって利用され、平野先生自身も後に出版された自由民権運動に関する著書では私の説に従っておられるからです。しかし、平野説は奥行が深く、それだけに今日でも、私はそこに展開されているすべての理論を克服できてはいないように思います。学問というものは、優れた研究を見付け出し、それを乗り越える努力をすることによって始めて進歩します。つまり、既成の理論の継承と克服ということです。

私の著書は、自由民権運動の発展過程の意識=理論と組織が具体的にどのよ うに展開していったかを中心にしたものでした。しかし、革命運動というもの は当時の国家権力に対する闘争にほかなりませんから、当時の天皇制国家の構 造と政策の分析を必要としたのです。このことに気がついたのは,1960年のい わゆる安保闘争です。何百万人という人たちが毎日々々安保反対・岸内閣打倒 を叫んで行動に参加しました。にもかかわらず、岸内閣は容易に退陣しません でした。私はこの闘争に参加しながら、国家とは何か、これをどのように研究 の中に組み込むべきかを真剣に考えはじめました。それは私だけではありませ ん。社会科学者や歴史家たちの多くが、この問題を自分の研究領域で考えはじ めました。しかし、このような大きな問題は個人ではとても解決できません。 だから、私は歴史家だけでなく社会科学者たちと共同研究を全国的な規模で行 うことにしました。学問というものは、つねに現代的な問題に関心をもち、そ の現代的問題から出発してどのような新しい理論を構成するかということでな ければ進歩しません。学問は現代的な問題意識と総合的な捉え方が必要ですか ら、どうしても共同研究が不可欠だと思います。このことは、学問の世界だけ でなく,企業の世界でも同じことだと考えます。とくに今日のように国際化・ 情報化が進むなかでは、一人で問題に取り組むことは不可能です。

二 近代天皇制国家研究の動向

「講座」派と「労農」派 およそ歴史研究においては、どの時代やどの領域 を対象にするにせよその時々の国家の階級的性格を念頭におかなければなりま せん。だから、歴史研究者たちは誰しもそのことを射程に入れて研究している といっていいと思います。なぜなら、国家はその時代の社会を基礎にして生成 し、その社会の総括体であると同時に、社会構造とその生活諸過程(経済・思 想・文化・民俗・生活習慣など)に働きかけ、その時代の基本的支配階級の利益 を保障しようとする政治的組織だからです。歴史の研究は、本来歴史の発展の 過程とその法則を解明することを課題としていますから,当然のこととしてそ の時代の経済構造や政治構造および思想的な支配様式とそれに対する階級関係 や階級闘争の在り方を問題にしなければなりません。つまり、全機構的な把握 が必要です。その全機構的な把握にとって大切なことは、つねに世界史とのか かわりをも念頭におかなければならないということです。ヨーロッパ大陸など は地つづきですから原始時代から民族や文化の交流がありました。孤島である 日本にしても、決してその例外ではありませんでした。とりわけ、近代になる と世界との関連は貿易ばかりか戦争という政治の展開のなかで歴史が進行しま す。

さて、1868年の明治維新によって成立し、1945年の敗戦によって解体した天皇制国家の研究が本格化するのは、1930年代のことです。この時期の研究は、学問的な関心と同時に当面の日本の政治的・経済的・思想的な変革の課題と緊密に結びついており、したがって極めて実践的な性格をもっていました。この1930年代には進歩陣営のなかで、天皇制国家についてのとらえかたを異にする二つの考え方が激しく対立しました。「労農」派と「講座」派がそれです。

「労農」派というのは、山川均・猪俣津南雄らによって1927年12月に創刊された雑誌「労農」の論客たちのことです。これらの人たちの間には、明治維新

によって成立した天皇制国家の評価ではやや違ったところがありますが,しかし日本資本主義が発展するにつれて天皇制国家はブルジョア国家に転化しており,したがって当面する革命の課題は社会主義革命であるという点では共通していました。これに対して「講座」派というのは,野呂栄太郎・山田盛太郎・平野義太郎・大塚金之助を責任編集者として,岩波書店から出版された『日本資本主義発達史講座』の執筆者およびその内容に賛同する人々のことをさします。この「講座」派の考え方は,天皇制国家を封建国家の最終形態としての絶対主義としてとらえ,したがって当面の革命の課題は,天皇制国家の顚覆・大土地所有の廃止・社会主義革命への強行的転化の傾向をもつブルジョア民主主義革命であるということで一致していたのです。この「労農」派と「講座」派との理論は今日でも受け継がれ,明治維新の評価や近代天皇制国家をどのようにとらえるかということで論争がおこなわれており,なお決着がついていません。私は「講座」派の方が正しいと考えています。

最近の天皇制国家研究の状況 ところが、近年の天皇制国家の研究は著しく混乱しているといってよいと思います。とくに、いわゆる「講座」派の理論や「三二テーゼ」の規定を継承しながら研究している人々の間でこの傾向は著しいように思われます。その混乱の状況を極めて大雑把に分類しますと、(1)明治維新によって成立し、帝国憲法によって確立した天皇制国家は、1945年の敗戦にいたるまでにはいくらかの変化をとげてはいるが、しかし基本的には封建国家の類型に属する絶対主義的国家形態であるというとらえ方です。その代表的な論者としては、星埜惇氏や長谷川正安氏をあげることができます。(2)明治維新から産業資本主義段階の天皇制国家は基本的に国家類型としても国家形態としても封建国家としての絶対主義と規定できるが、産業資本主義が確立した1900年代以後、とくに独占資本主義段階に入るや国家類型としては資本主義国家類型であるが、国家形態としては絶対主義国家であるという考え方です。その代表的論者としては、中村正則・芝原拓自・山崎隆三・木坂順一郎・福井英雄氏らをあげることができます。勿論のこと、これらの人々の間には厳密に検討すればかなりの違いがありますが、基本的に一致しているといっても過言で

はないと思います。(3)明治維新によって成立した天皇制国家は帝国憲法体制(その確立はほぼ1900年頃)によって絶対主義国家(封建国家類型)として確立するが、その後における資本主義の発展・階級関係の変化と階級闘争の激化にともなって次第に変質しはじめ、大正年間に入るや「上からの革命」を開始して次第にブルジョア国家に移行し始めるが、それは完成しないままで1930年代にはファシズムに転化するという考え方です。この代表的なものが遠山茂樹・犬丸義一・大石嘉一郎氏や私などです。ここでも、決して一様ではありません。例えば、大石氏はこの変化した時期の天皇制国家を「近代的絶対主義」という表現を用いられていることを見ても、その違いは明らかです。

戦前の「講座」派や敗戦直後においては,天皇制国家は国家類型としては封建国家であり,この封建国家の最終形態としての絶対主義国家であるという見解が一貫して主張されていました。もっとも服部之聡氏だけは,原敬内閣以後は「日本型ボナバルティズム」と主張されたこともあり,この見解が井上清氏によって戦後に継承されています。しかし,天皇制国家をとらえる上での見解の相違が顕著となったのは,1960年代の後半期になってからです。その先鞭をつけたのは,何といっても下山三郎氏の労作『明治維新研究史論』での「上からのブルジョア革命」に関する理論提起であったということができます。ここでの問題提起が,天皇制国家の変化をとらえる場合の理論的よりどころとなったといって差し支えありません。私が1967年に書いた「日本近代史の分析方法」や1971年の「近代天皇制論」以来の「上からの革命」論も下山氏の理論的問題提起に啓発され,具体的な時期区分を始めて世に問うことが出来たのです。

以上に見たところから知られるように、今日の近代天皇制国家の研究は理論的に大きな混乱が存在しているといっていいでしょう。したがって、これをどのように理論的に組替えるかが今日の緊急の課題となっているということができます。そこで、ここではそれに応えるための問題提起を行うことにしましょう。

三 天皇制国家研究のむずかしさ

日本資本主義の発展 いまいいましたように、今日では近代天皇制国家の研 究は大変に混乱した状況にあります。それだけ、天皇制国家の性格規定が難し いということでもあるのです。というのも、近代天皇制国家は1868年から1945 年までつづいており、この間には1900年~1910年前後に産業資本主義が確立す ると同時に、台湾や朝鮮を植民地とする帝国主義国家としてアジアに聳え立ち、 そして独占資本主義段階へのすべりこみを開始しはじめているということです。 独占資本主義の確立は第一次世界大戦後の1910年代後半になりますが、1930年 代にはファシズム国家に転化します。この場合に注目しておくべきことは、国 家資本―銀行・鉄道・軍事工場・製鉄所など―が重要産業領域を占めており、 この国家資本と財閥との結合が強かったことです。また、国家はさまざまな形 で財閥の育成を行ってきました。このように資本主義は急速に発展しますが、 他方には半封建的といわれる寄生地主的土地所有は依然として残存しているば かりか、ますます巨大化していきます。それも、日本内地ばかりか朝鮮や台湾 にも巨大な土地を所有するのです。天皇家自体が1890年には365万5千ヘクタ ールもの土地を所有し、1935年においてもなお153万9千ヘクタールを所有す るというように、日本最大の巨大寄生地主だったのです。

日本資本主義の急速な発展にもかかわらず,天皇制国家は1889年に公布した 帝国憲法・皇室典範をそのまま持っており,したがって天皇は,帝国憲法が定 めている天皇大権一内閣・文武官僚任免権・外交権・陸海軍統帥権・司法権・ 帝国議会開閉権・緊急勅令権・法律裁可および公布権といった,行政・司法・ 立法の最高権者として国内ばかりでなく植民地人民に君臨していたのです。ま た,地方長官(府県知事)も内務省が任命し,地方自治権は与えられていませ ん。帝国議会の衆議院は1928年に最初の普通選挙が行われるまでは財産制限選 挙制であり,貴族院は天皇が任命する勅選議員と巨大地主や巨大財産家によっ て構成されていました。しかも、この帝国議会は天皇政治を翼賛するという性格づけがなされていたのです。しかし、資本主義の発展につれて、天皇制国家は資本主義の発展を促進する法律や行政を進めるようになりました。

国家類型と国家形態 日本資本主義の発展と天皇制国家の政策の変化に着目して、さきに述べましたように、国家類型としては資本主義国家類型であるが、国家形態としては絶対主義であるという中村正則氏や山崎隆三氏らの見解が現われました。そして、この見解が次第に多くの支持を得るようになってきているといってもいいかと思います。これらの見解について詳しく述べる余裕がないのが残念ですが、この点についてはさしあたっては、私と藤井松一・佐々木隆爾氏との共著『日本資本主義発達史』の第二章の補論を参照して下さい。これは不十分なものですから、その後の諸研究をふまえた形で改めて別の機会に書きたいと考えています。

さて、国家類型というのは概括的にいいますと国家の階級的性格のことです。いいかえますと、基本的生産手段の所有階級の主権的・公権的な階級的政治的支配の組織です。なぜ経済的・社会的支配力が公権力=政治的権力=国家権力に転化するか、また基本的生産手段の所有階級が政治権力の領有を通じて政治的支配を行う正統性を獲得するかということは国家類型を論じる場合の基本的な問題ですが、これもここで述べる余裕がありません。そこで、ここでは国家類型としては奴隷制・封建制・資本主義・社会主義という四つのものがあるということだけ挙げておきたいと思います。

国家形態というのは、国家類型が取る具体的な形態のことです。当面の問題に限定していいますと、絶対主義国家というのは、封建制度が農民的商品経済の発展と農民闘争の激化につれて次第に危機におちいり、個別の領主では自己の領地を統治することができなくなったために有力な領主と連合するようになり、ついには有力領主が一体化して絶対王権が成立するのです。だから、これは本質的には領主権が合一した国家権力にほかなりません。もっとも封建制と違うところは、封建領主が個別分散的権力だったのに対して、絶対主義は王が唯一の国家権力の領有者として聳えたち、軍事力や行政・司法・立法といった

政治権力ばかりでなく宗教や思想までも支配するということです。こうして. 絶対主義国家のもとで始めて全国的統一が行われ、民族国家が形成されます。 そして、下からの資本主義的発展を抑圧するために、さまざまな産業規制政策 を行ら一方では上からの資本主義の育成をはかります。つまり資本の本源的蓄 積政策にのりだすわけです。しかし,それは本質的にいって封建国家という階 級的性格をもつ国家です。だから,資本主義的国家類型とはいうことはできま せん。たしかに絶対主義を近代国家=資本主義国家という人もいます。例えば、 G. イェリネック著『一般国家学』でのとらえかたなどはそうです。しかしな がら通常の見解は、封建国家の最終形態というとらえかたです。つまり、封建 国家類型という歴史的範疇に属するものです。ですから、日本資本主義が発展 して独占資本主義段階に到達したとき、天皇制国家は国家類型としては資本主 義国家であるが、国家形態としてはなお絶対主義であるというのは国家論から いえが整合的ではありません。もっとも、中村・山崎説はこの時代の天皇制国 家の政策とくに経済政策 (農業も含めて) の変化に着目し, 国家の内容の変化 ということをその中に入れながら国家類型を資本主義国家類型とされ、にもか かわらず天皇主権や天皇大権が基本的に残存しているから国家形態としては絶 対主義と規定せざるを得ないといわれています。

しかし、国家形態は国家類型の具体的な現われに外なりませんから、国家類型が資本主義であるというためには、封建国家の最終形態である絶対主義国家がブルジョア革命によって解体されたか、あるいは何らかの形で解体されたということを立証しなければならないはずです。両氏の立論の中にはその実証がありません。何らかの形態という場合、少なくとも、(1)国家主権の実質的な所在の変化かあるいは機能の変化、(2)国家の基礎規定としての階級支配の構成の在り方がどう変わったか、(3)国家権力の最高諸機関の組織(政府の構成の在り方)と官僚機構の構成の仕方および執行権力と議会権限の関係の変化(私はここでは星埜惇氏のいわゆる議会→政府→官僚という支配の系列を考えているのではない。このような初期の民主主義的支配系列は、帝国主義段階の行政国家においてはもはやくずれているから、この支配序列ではなく、政府・官僚および財界→議会という系列のな

かでの国家の内容の変化を重視すべきである。私は、政党内閣制の成立や経済的支配階級と政府・官僚との癒着、さらには労働組合・労働委員会と行政機構との癒着の進行を重視している)などの国家装置の在り方運用の問題、(4)中央権力機関と地方権力との関係の変化の問題、(5)福祉政策による国民統合政策の展開の問題、(6)それらを推進する財政政策と構造の変化の問題などが具体的に解明される必要があると考えます。

四 私の研究課題

私は、いま独占資本主義が成立して以後の天皇制国家は、国家類型としては 資本主義国家類型であるが、国家形態としては絶対主義であるという考え方に 異論をさしはさみました。このような異論は私だけのものではありません。最 も精力的に、かつ理論的な批判を展開しているのは星埜惇氏です。氏の著書は 多いのですが、直接に関係するものをあげますと、『社会構成体移行論序説』 や『国家移行論の展開』という労作があります。また、国家論についての先駆 的なものとしては、藤田勇氏の著書『法と経済の一般理論』や「国家論の基礎 的カテゴリー」というすぐれた論稿があります。

私は,藤田勇氏や星埜惇氏の所説に多くを学んでいます。その鋭い論理を受け止めながら,私はかつて提起した「上からの革命」という問題の不十分さを 克服しながら,これから私なりの近代天皇制論の完成に向かって歩きつづけた いと考えています。その要綱を示しておきますと,大体次のような構成です。

一 天皇制国家の諸段階

〔第一段階〕 絶対主義天皇制国家の確立過程(1868~1889)

国家類型=封建国家であるが、その最終の形態としての絶対主義国家形態である。

国家内容=天皇が国家主権の独占的保有者。経済的に絶対的な支配階級

が未成熟。国家権力組織の最高・中枢は天皇が任命。天皇制 官僚の独裁。中央権力による地方の統轄。帝国議会の権限薄 弱・政府と妥協。

明治維新=太政官政府出発,廃藩置県・内務省成立(地租改正・秩禄処分・殖産興業),立憲政体の勅諭・太政官制度改革(左右両院廃止・元老院・大審院の設置)・地方長官会議開催,征韓論決裂・士族反乱,自由民権運動,十四年の政変,内閣制制定,枢密院設置,条約改正問題,帝国憲法発布・皇室典範制定,貴族院令・衆議院議員選挙法,帝国議会開設,教育勅語・君が代国歌に制定,日清戦争,第一次条約改正(部分的な譲歩を獲得),三国交渉,台湾植民地化。

明治三〇~三三年の民法・商法公布,金本位制確立,裁判管轄権の日英議定書調印,関税法公布,文官任用令改正・元帥府条例公布・軍部大臣現役大中将制,治安警察公布,府県制・改正郡制,台湾総督府官制制定,造船奨励法・航海奨励法公布,綿花輸入関税免除,綿糸輸出が輸入凌駕,八幡製鉄所開業,日本勧行銀行・興業銀行・農工銀行法公布・台湾銀行開業。陸軍省・海軍省官制改革・軍機保護法制定。

[第二段階] **絶対主義天皇制国家の発展と新たな矛盾の展開過程** (1890~1917)

国家類型=封建国家,国家形態=絶対主義であるが,国家内容はやや変化しはじめる。天皇の国家主権占有と権力組織の任命には変化なし。しかし,政府・官僚の独裁というレジームは崩れはじめる。とくに文官は資本主義の高度化にともない外資輸入と資本輸出が必至化し,議会勢力とブルジョアジーおよび地主との提携を強めざるを得ず,各種調査会・審議会の設置を余儀なくされはじめた。しかし,他方では,軍部勢力の執行権内部での独立化が進行し始める。

~

口也

ス

政友会の成立(政府と政党、官僚とブルジョアの組織的抱合)。治 安警察法公布、行政執行法公布。産業組合法公布。普選法が議 員提案され委員会可決・本会議で否決。日英同盟締結。

F

ㅁ

セ

ス

日露戦争。日韓議定書調印(朝鮮の植民地化の始まり)。日本興業銀行開業(外資導入の開始)・財団抵当法(外資導入のためのもの)。国債募集につき政府・財界の懇談会。大冶鉄融資借款締結。第二次日英同盟(英に印度・日に満鮮を相互保障・朝鮮の独占支配を公認)。韓国統監府開庁・南満州鉄道会社設立の勅令。鉄道抵当法・工場抵当法・鉱業抵当法・担保付社債法公布。鉄道国有化。日本製鋼所設立。東洋拓殖会社法公布。韓国併合。在郷軍人会発足。第二次条約改正調印(米国ほか),第三次日英同盟条約締結。憲法擁護運動の展開。製鉄事業調査会設置。二一カ条条締結。経済調査会設置。製鉄事業調査会官制公布。日本工業クラブ創立。西原借款

〔第三段階〕 絶対主義天皇制国家の変質=上からのブルジョア化の進行 (1918~1936)

国家類型=資本主義国家への転化の開始。国家形態=資本主義国家形態への移行であるが、完全には完成せず。帝国憲法・皇室典範の存在=天皇主権とその継承の存続。枢密院と元老の発言力の存在。軍部の発言力増大(統帥権の強化を目指す)。但し、政党と議会の地位は強化され、また大ブルジョアジーの経済的・政治的発言力が増大。文武官僚権強化。(この時期、内外の政治・経済・思想の激変。米騒動・大正デモクラシー運動・普選運動・労働運動・小作争議・日本労働総同盟・日本共産党・全国水平社・日本農民組合の結成、三・一事件、ロシア革命、共産主義インターナショナル、五・四運動、ドイツ革命=ワイマール憲法、国際連盟成立、ワシントン会議など)

゚゙゙゙゙゙゚゚゚゚゚

ス

ャ

1918=米騒動、原内閣成立、西原借款開始(対華借款・資本輸出 の本格的開始)。1919 = 朝鮮独立運動 (三・一事件, 上海に大韓臨 時政府), 普選運動台頭, 中国反日闘争展開 (五・四運動など), 鞍山製鉄所開業, 電力会社設立盛行, 対華借款団成立, 日米共 同煙酒借款成立。1920=普選期成同盟成立・普選法案議会提出 成立せず、シベリア出兵問題で米は日本に同時撤退要求、南洋 委任統治開始,八八艦隊計画,戦後恐慌。1921=借地·借家法 公布、職業紹介法公布、ワシントン軍縮会議、電気協会・石炭 連合会成立、在華紡激増、貯蓄銀行法公布、勧銀・農工銀合併 法公布。1922=普選法案提出さるも否決、過激社会運動取締法 案貴族院通過するも衆議院で否決、枢密院が対華軟弱外交弾劾 上**奏案可決**,刑事訴訟法公布**,全国水平社**第一回大会**,日本共** 産党成立、日本経済連盟創立、電力・石油会社の合併進行、鉄 道会議設置、信託法公布、銀行の破綻と合併進行。1923=過激 社会運動取締法案・労働組合法案・小作争議調停法案反対運動 盛ん、普選要求運動盛ん、国民精神作興の詔書、虎ノ門事件 (摂政裕仁に発砲), 関大大震災, 第一次共産党検挙事件, 朴烈 事件、亀戸事件 (労働運動指導者多数虐殺さる)、甘粕事件 (大杉 栄夫妻, 憲兵に殺害さる), 帝国農会地租軽減運動開始, 化学肥 料工業確立、銀行合同の進行。このころ国家資本の産業投資 30%に低下・民間資本の比率増大。

1925=普選法成立、治安維持法成立(但し勅令)

[第四段階] 軍国主義・ファシズムの確立(1937~1945)日中戦争~太平洋 戦争。

国家類型=資本主義, 国家形態=ファシズム (軍・官・財の抱合)

忙しい中を最終講義に参加して下さった教職員の皆さんと学生諸君のこれか

らの益々のご活躍,また立命館大学の一層の発展をお祈りして,私の最終講義を終わらせていただきます。長い間有難うございました (1990.12.19)。

本稿は、できるだけ学生諸君に分かりやすくするため、最終講義の草稿に大幅に手を加えたものである。なお、文中で引用させていただいた方々の著書・論文名をあげていないことをお詫びする次第である(1991. 1.15,改稿)。